

第1章 総則

1. 1 計画策定の背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉は緊急停止したものの、その後大津波に襲われ、全電源喪失により冷却機能を失うに至り、放射性物質が大量漏えいする深刻な原子力災害を引き起こした。

国は、福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という。）を教訓として、原子力規制体系を根本から見直し、独立した組織である「原子力規制委員会」を設置するとともに、新たな規制基準を策定した。

また、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、福島事故発生以前は、原子力発電所から概ね8～10km圏とされていたが、福島事故では、この範囲を超えて避難等が必要になったことから、福島事故の教訓やIAEA（国際原子力機関）の国際基準などを踏まえ、平成24年10月に原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」により、概ね30km圏に拡大された。

これに伴い、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画も概ね30km圏の範囲について策定することと定められたことから、愛媛県（以下「県」という。）は、原子力災害時の広域避難の基本フレームを定めた「愛媛県広域避難計画」を平成25年6月に策定（平成28年7月最終改正）し、松山市（以下「本市」という。）は、四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）から概ね30km圏に位置する大洲市及び八幡浜市（以下「避難元自治体」という。）の住民等の第1受入候補先に指定された。

そこで、原子力災害時に備え、本市において、避難元自治体の住民等を迅速かつ円滑に受け入れるよう、「原子力災害発生時等の広域避難者受入計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

1. 2 計画の目的

本計画は、伊方発電所で、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害発生時等」という。）において、避難元自治体の住民等が、原子力災害対策指針で定めるEAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）又はOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）に基づく避難や一時移転等（以下「避難等」という。）を行う際に、本市が、県又は避難元自治体の要請により、避難等をする住民等（以下「広域避難者」という。）の受け入れ支援を行うために必要な体制や手順等について定めるものである。

なお、本計画に定めのない事項については、「松山市地域防災計画」、「松山市避難所運営管理マニュアル」等を準用する。

（参考）「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

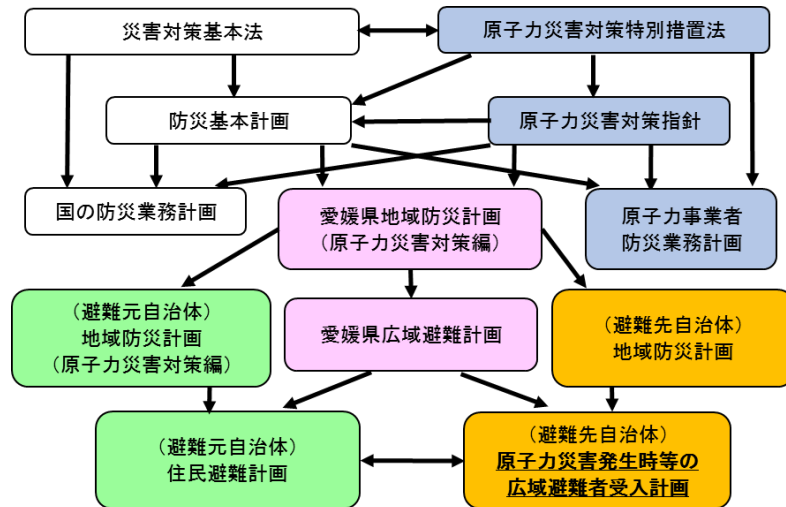
- ・ 避難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・ 一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

1. 3 計画の位置付け

本計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第1編第4章に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に基づき、松山市地域防災計画（地震災害対策編）の下部計画として策定するものである。

計画の策定にあたっては、関係法令や原子力災害対策指針をはじめ、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）、愛媛県広域避難計画、避難元自治体の住民避難計画などと整合を図るものとし、これらの指標、基準等が修正された場合や、原子力防災訓練での計画内容の検証、避難元自治体等との広域避難受入れ協議の進捗等により、新たに反映させる事項が生じた場合には、適宜、本計画を改訂するものとする。

図1 原子力防災に関する法令及び指針、計画の関連性



1. 4 計画の構成

本計画は、次の3章から構成する。

第1章 総則

計画策定の背景や目的、位置付けなど、計画の基本となる事項について定める。

第2章 原子力災害対策の枠組みに関する事項

原子力災害対策重点区域や原子力災害発生時等の対応体制、防護措置を実施する基準など、原子力災害対策の枠組みに関する事項について定める。

第3章 広域避難者の受入れ支援に関する事項

原子力災害発生時等に、避難元自治体の住民等が、国・県から避難等の指示を受けた場合において、本市が行う広域避難者の受入れ支援に関する事項について定める。

1. 5 計画の適用

本計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）及び愛媛県広域避難計画に基づき、県又は避難元自治体の要請により、避難元自治体の住民等が本市へ避難等をする場合に適用する。

ただし、本市に地震等による被害がある場合には、可能な範囲で広域避難者の受入れに協力するが、大規模な地震等により本市も甚大な被害を受け、受入れが困難となった場合は、二次避難先の調整を県に要請する。